

第1章 総則

1 本ガイドラインの目的・位置付け

区が大規模な災害に見舞われた際に、他自治体等から適切な支援を受け入れ、人命の救助と一刻も早い復旧を図ることができるよう、あらかじめ支援を要する業務や受入体制等を定めるとともに、他地域が被災した場合の区の応援のルールを定める。本ガイドラインに基づき「災害発生時職員行動マニュアル」に具体的な職員の行動を盛り込むとともに、災対本部訓練の実施等により課題を抽出・解決し、適宜「災害発生時職員行動マニュアル」に反映させていく。

2 ガイドラインの発動

- ①区内で震度5強以上の地震が発生した場合は自動的に発動
- ②その他大規模災害が発生し、区災害対策本部長が必要と認めた場合に発動

3 発動期間

発災後1～3か月程度を想定

支援の種類と想定される支援時期

支援の種類	時期						
	第1局面 発災から3時間程度	第2局面 発災後3時間から24時間程度	第3局面 発災後24時間から72時間程度	第4局面 発災後4日から7日程度	第5局面 発災後8日から2週間程度	第6局面 発災後3週間目から1か月程度	発災後1か月以降
人的支援	地方自治体			←			→
	消防・警察機関	←					→
	自衛隊	←					→
	医療機関	←					→
	協定事業者			←			→
	ボランティア				←		→
	その他の団体				←		→
物的支援	物資の調達に係る受援			←			→
	物資の物流に係る受援			←			→

第2章 区の受援体制

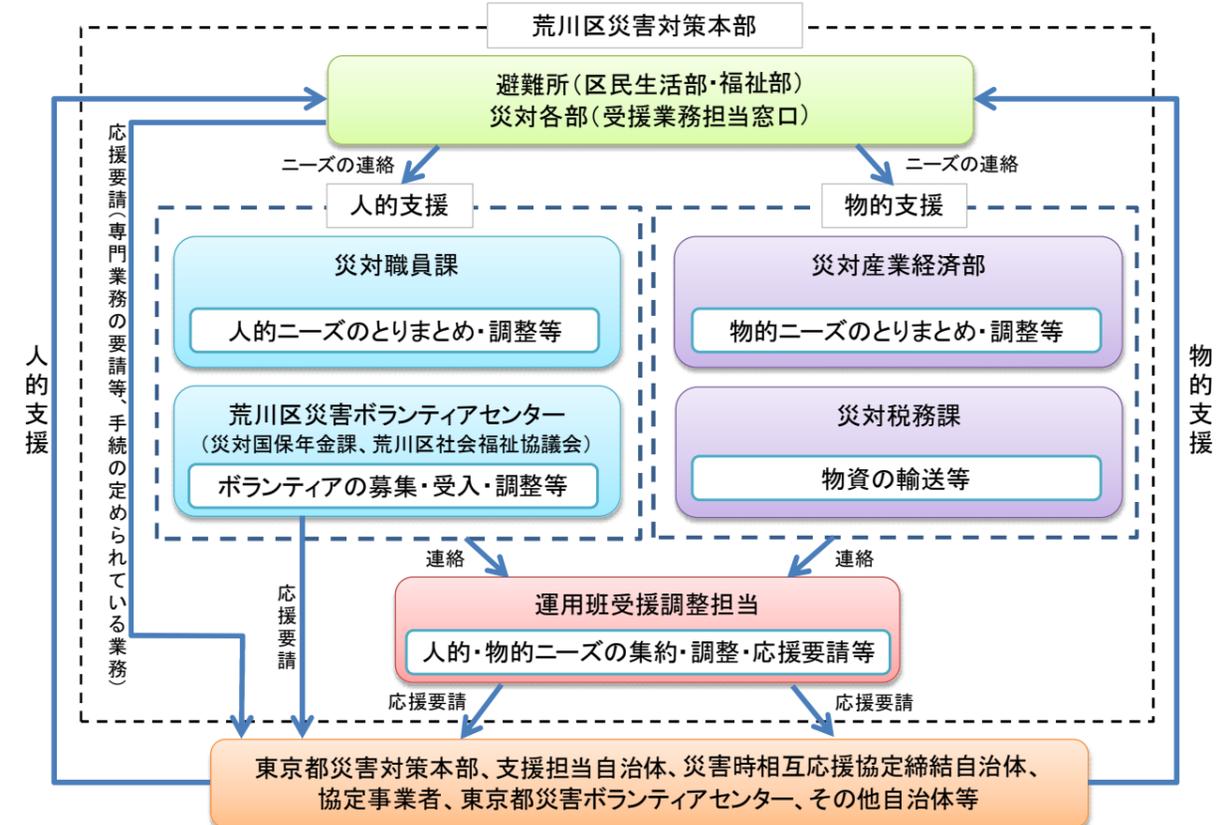
受援の総合調整を行う部署として、区災害対策本部の運用班内に「受援調整担当」を設置。災対各部の庶務担当課に「受援業務担当窓口」を設置し、人的・物的支援の受入関連部署との調整を行う。

【人的支援の受入関連部署と主な役割】

- ①災対職員課
災対各部職員の参集状況の把握、不足人員の集約、応援必要人員の算出等
- ②災対国保年金課・荒川区社会福祉協議会
ボランティアの募集・受入・調整等

【物的支援の受入関連部署と主な役割】

- ①災対産業経済部
物資の受入拠点となる地域内輸送拠点の開設、物資受入・管理、避難所への物資配分計画の作成、物資輸送、協定事業者との調整等
- ②災対区民生活部・災対福祉部
各避難所における支援物資の受入及び管理、必要物資の算出、物資輸送（※災対税務課）



第3章 救出救助機関からの受援

区の能力では応急対策の万全を期しがたい場合、救助救出機関に対し、定められた手続により要請を行う。

自衛隊の派遣要請

- ・区災対本部長は、応急措置を実施する必要があると認めた場合、都知事に対し自衛隊の災害派遣を要請するよう求める(都知事に要請できない場合、直接自衛隊に要請)。
- ・自衛隊の作業計画の策定、活動拠点の確保、派遣部隊の受入を実施。
- ・災害派遣の目的を達成又は必要ないと判断した場合、速やかに文書で都知事へ通知。

消防・警察機関への出動要請

- ・区災対本部長は、災害が発生するおそれがあるときは、消防・警察機関に出動を要請する。

医療機関からの応援受入

- ・医療チームが不足する場合、他道府県等が派遣する他県DMAT及び医療救護班等、JMAT、日本赤十字社救護班等が派遣する医療チームが都内に参集して医療救護活動を行う。区災対健康部が応援の受入を一括して行い、荒川区災害医療コーディネーターの助言・指導のもと配置先等を決定する。

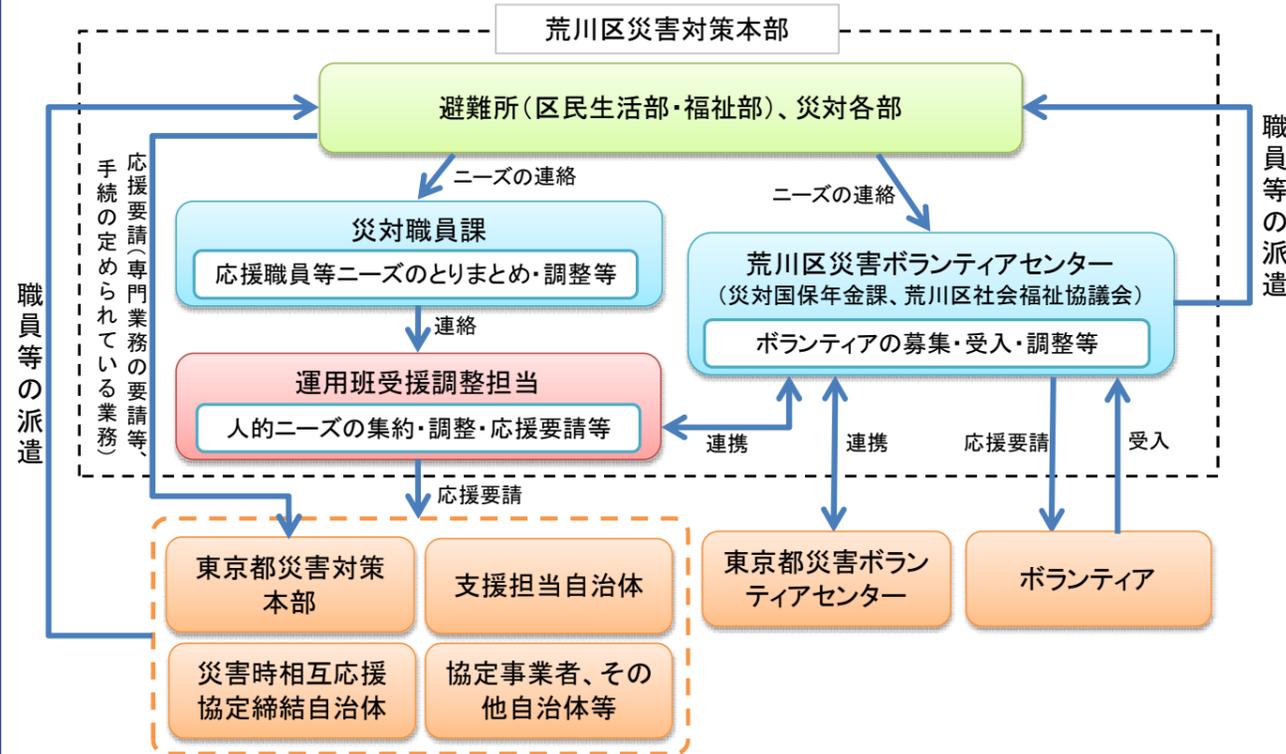
第4章 人的支援の受入

1 人的支援の受入の基本的な考え方

区が被災した場合、区を一对一で支援する自治体（支援担当自治体）が割り当てられ、支援担当自治体や都との間で調整を行い、人的支援を受け入れる。これと並行して、災害時相互応援協定締結自治体やその他の自治体、協定事業者等からも人的支援の受入を行う。

2 人的支援の要請・受入の流れ

- ①各避難所・災対各部において、応援が必要な人員を把握する。
- ②一般の応援職員については、災対職員課が各避難所・災対各部の応援必要人員数を取りまとめ、運用班受援調整担当に連絡し、運用班受援調整担当が都、支援担当自治体、災害時相互応援協定締結自治体等へ応援要請を行う。
- ③専門業務に関する応援職員等の派遣要請であらかじめ手続が定められている業務（被災建築物応急危険度判定等）については、災対各部が直接、都へ応援要請を行う。
- ④ボランティアについては、荒川区災害ボランティアセンターが必要人員数を取りまとめ、都災害ボランティアセンターと連携し、ボランティアの募集・受入・派遣調整等を行う。



3 受援対象業務

受援の対象となる業務（「受援対象業務」）は様々であり、各業務が求められる時期も時間の経過に伴い変化していくことを考慮する。「受援対象業務」は、災害時に特有の業務（「災害対応業務」）と平常時に実施している業務の延長線で行う業務（「優先的通常業務」）に分かれる。

「災害対応業務」については、過去の災害の経験から支援が必要なことが明らかな業務、経験や専門的スキルの必要な業務で区の体制だけでは実施が困難な業務等をあらかじめ想定しておき、それらの業務については積極的に応援を受け入れることを原則とする。「優先的通常業務」については、職員の参集状況や人員の不足状況等を踏まえて、適宜、応援要請を行う。

第6章 他自治体への応援体制

他の自治体が被災し、応援の必要がある場合、応援の総合調整を行う組織として区に応援班（防災課・職員課で構成）を設置し、都とも連携して応援を行う。

第5章 物的支援の受入

1 物的支援の受入の基本的な考え方

区が被災した場合、区を一对一で支援する自治体（支援担当自治体）が割り当てられ、人的支援と同様に支援担当自治体や都との間で調整を行い、物的支援を受け入れる。これと並行して、災害時相互応援協定締結自治体やその他の自治体、協定事業者等からも物的支援の受入を行う。

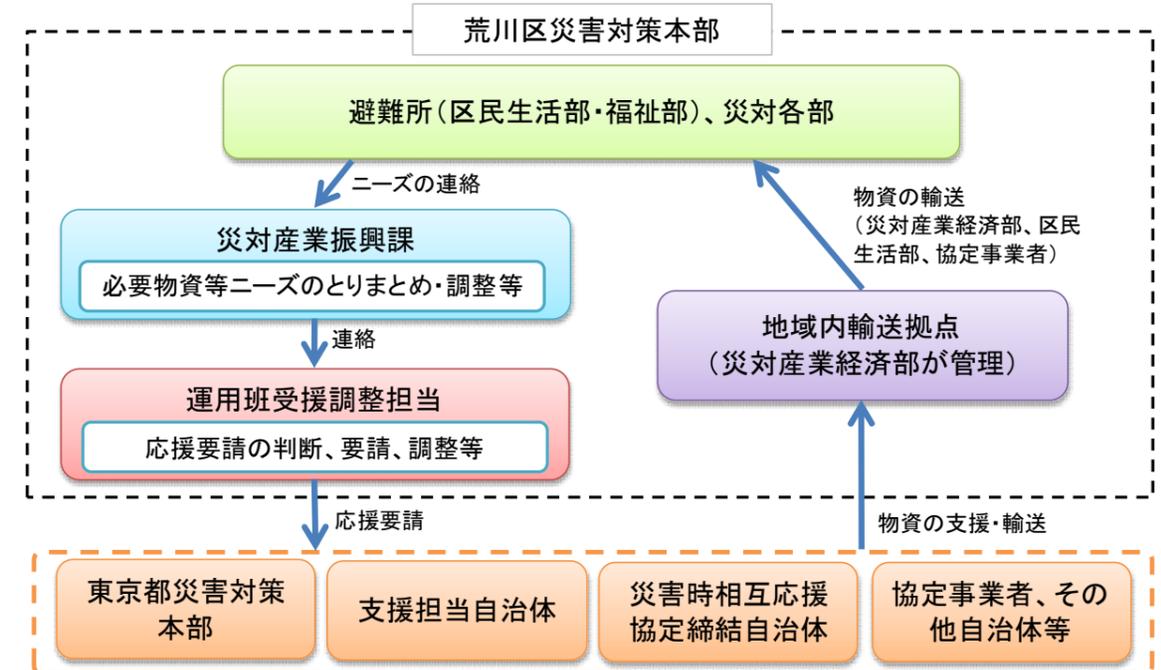
2 物的支援の受入時期の目安

物資の出所	発災当日	発災2日目	発災3日目	発災4日目～	発災8日目～
区備蓄物資	[物資供給]				
都備蓄物資		[物資供給]			
都支援物資(国からの物資含む)				[物資供給]	
支援担当自治体支援物資				[物資供給]	
相互応援協定締結自治体支援物資		[物資供給]			
協定事業者支援物資		[物資供給]			

- [ストライプ] 物資のニーズが十分に得られない状態で、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給
- [青] 物資のニーズが得られる状態で、ニーズに応じて物資を供給

3 物的支援の要請・受入の流れ

- ①各避難所・災対各部において、必要な物資を把握し、災対産業振興課に連絡する。
- ②災対産業振興課は必要な物資を集約し、運用班受援調整担当に連絡する。運用班は、都や支援担当自治体、災害時相互応援協定締結自治体等に応援要請を行う。
- ③応援自治体等は区の地域内輸送拠点まで物資を輸送し、そこから区が避難所等へ輸送する。



4 物資の集積場所(地域内輸送拠点)

他自治体等からの支援物資を集積する場所(地域内輸送拠点)として6か所を指定。屋内施設である荒川総合スポーツセンター、あらかわ遊園スポーツハウス、サンパール荒川は、主に屋外保管に適さない支援物資を集積。屋外施設である南千住野球場、あらかわ遊園運動場、東尾久運動場は、効率的な搬送を行うため、支援物資を一時的に集積し、即、各避難所へ搬送する拠点とする。

第7章 費用負担

原則、応援を受けた被災自治体が負担する。協定に基づく応援の費用負担は、各協定で定められたとおりとする。自主的な応援の場合は、それぞれの応援団体に負担を依頼する。